- ※ 「法」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をいう
- ※ 「規則」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」をいう

【法第8条の3第2項(公表)、第8の4(閲覧用記録簿)】 令和7年度 一般廃棄物処理施設維持管理記録≪楽善最終処分場≫

対象期間:令和7年4月1日~令和7年10月31日

<u>1、埋め立てた種類及</u>	<u> 及び数量</u>	〔規則第4条	則第4条の5の2第4号イ、規則第4条の7第4号イ〕										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
資源残渣不燃物	40. 94	28. 07	0. 00	0. 00	0.00	39. 51	42. 48						151.00
破砕残渣不燃物	37. 08	30. 44	3. 56	5. 15	10. 91	31. 21	32. 49						150. 84
焼却灰	214. 89	0.00	0. 00	0.00	0.00	133. 22	324. 26						672. 37
飛灰固化物	73. 54	0.00	0. 00	0.00	0.00	63. 21	91. 89						228. 64
法面保護土	8. 40	0.00	0. 00	0. 00	0.00	4. 80	6. 80						20.00
その他	0. 00	0.00	0. 00	0. 00	0.00	0.00	0. 00						0.00
合計	374. 85	58. 51	3. 56	5. 15	10. 91	271. 95	497. 92	0. 00	0. 00	0.00	0. 00	0. 00	1222. 85

2、周縁地下水の水質〔規則第4条の5の2第4号二及びホ、規則第4条の7第4号二及びホ〕

採取場所	22	Ľź	第 1	1水源	(上流)
ホース~9リノノ		\smile	יתו	1 /1/////	\ _

採取場所:ブラし言頭		<u> </u>	7. 4. 11	7. 5. 9	7. 6. 13	7. 7. 11	7. 8. 8	7. 9. 12	7. 10. 10				1	1	
		_	7. 4. 11	7. 5. 9	7. 6. 13	7. 7. 11	7. 8. 22	7. 9. 12	7. 10. 10						
			1. 4. Z4	1. 3. ZZ	1. 0. Z1	1. 1. Z5	1. ö. ZZ		<u> </u>						
測定項目	測定頻度	基準値													
電気伝導率	月1回	— (mS/m)	22. 3	20. 3	21. 9	24. 8	22. 2	22. 2	22. 8						
塩化物イオン	"	(mg/ℓ)	10	10	9. 6	12	9.8	9.8	10						
過マンカ゛ン酸カリウム消費量	年1回	(mg/ℓ)				4. 8									
カドミウム	"	$0.003 \mathrm{mg/Q}$				N. D.									
全シアン	"	検出されないこと				N. D.									
鉛	"	0.01mg/Q				N. D.									
六価クロム	"	0.05mg/Q				N. D.									
砒素	"	0.01mg/Q				N. D.									
総水銀	"	0.0005 mg/l				N. D.									
アルキル水銀	"	検出されないこと				N. D.									
PCB	"	検出されないこと				N. D.									
トリクロロエチレン	"	0.01mg/Q				N. D.									
テトラクロロエチレン	"	0.01mg/l				N. D.									
四塩化炭素	"	$0.002 \mathrm{mg/Q}$				N. D.									
ジクロロメタン	"	0.02mg/l				N. D.									
1,2-ジクロロエタン	"	0.004mg/l				N. D.									
1, 1-ジクロロエチレン	"	0.1mg/l				N. D.									
1, 2-ジクロロエチレン	"	0.04mg/l				N. D.									
1, 1, 1-トリクロロエタン	"	1mg/Q				N. D.									
1, 1, 2-トリクロロエタン	"	0.006mg/l				N. D.									
1,3-ジクロロプロペン	"	0.002mg/l				N. D.									
チウラム	"	$0.006 \mathrm{mg/Q}$				N. D.									
シマジン	"	0.003mg/Q				N. D.									
チオベンカルブ	"	0.02mg/l				N. D.									
1. 4ジオキサン	"	0.05mg/l				N. D.									
クロロエチレン	"	$0.002 \mathrm{mg/Q}$				N. D.									
ベンゼン	"	0.01mg/Q				N. D.									
セレン	"	0.01mg/l				N. D.									
措置の	必要性		無	無	無	無	無	無	無						

採取年	7. 6. 13
測定結果の得	7. 6. 24
測定項目	測定結果
ダイオキシン類濃度	0. 060
措置の	無

採取場所 : 室水源(下流)

採取場所 : 室水源																
	₹月日		7. 4. 11	7. 5. 9	7. 6. 13	7. 7. 11	7. 8. 8	7. 9. 12	7. 10. 10							
測定結果の得			7. 4. 24	7. 5. 22	7. 6. 27	7. 7. 25	7. 8. 22	7. 9. 24								
測定項目	測定頻度	基準値						測定	:結果							
電気伝導率	月1回	— (mS/m)	23. 7	20. 3	21. 2	21.3	21. 2	19. 1	17. 4							
塩化物イオン	"	(mg/ℓ)	27	25	21	21	19	11	8. 6							
過マンカ゛ン酸カリウム消費量	年1回	(mg/ℓ)				0. 7										
カドミウム	"	0.003mg/Q				N. D.										
全シアン	"	検出されないこと				N. D.										
鉛	"	0.01mg/Q				N. D.										
六価クロム	"	0.05mg/l				N. D.										
砒素	"	0.01mg/l				N. D.										
総水銀	"	0.0005 mg/Q				N. D.										
アルキル水銀	"	検出されないこと				N. D.										
PCB	"	検出されないこと				N. D.										
トリクロロエチレン	11	0.01mg/Q				N. D.										
テトラクロロエチレン	11	0.01mg/Q				N. D.										
四塩化炭素	11	$0.002 \mathrm{mg/Q}$				N. D.										
ジクロロメタン	11	0.02mg/Q				N. D.										
1,2-ジクロロエタン	11	0.004 mg/ ℓ				N. D.										
1, 1-ジクロロエチレン	11	0.1mg/Q				N. D.										
1, 2ージクロロエチレン	11	0.04mg/l				N. D.										
1, 1, 1-トリクロロエタン	11	1mg/Q				N. D.										
1, 1, 2-トリクロロエタン	11	0.006mg/l				N. D.										
1, 3-ジクロロプロペン	11	0.002 mg/l				N. D.										
チウラム	11	0.006 mg/ ℓ				N. D.										
シマジン	11	0.003 mg/l				N. D.										
チオベンカルブ	11	0.02mg/l				N. D.										
1.4ジオキサン	11	0.05mg/l				N. D.										
クロロエチレン	11	0.002mg/l				N. D.										
ベンゼン	11	0.01mg/Q				N. D.										
セレン	11	0.01mg/Q				N. D.										
措置の	必要性		無	無	無	無	無	無	無							

採取年	7. 6. 13							
測定結果の得	7. 6. 24							
測定項目	測定項目 測定頻度 基準値							
ダイオキシン類濃度	1pg-TEQ/L	0. 062						
措置の	無							

3、放流水の水質〔規則第4条の5の2第4号二及びホ、規則第4条の7第4号二及びホ〕

採取場所:楽善埋立処分場浸出液処理施設 放流槽

採取場所:楽善埋立処		<u>/仪处生池</u>	ルスがいて日							 			
採取年	∓月日		7. 4. 11	7. 5. 9	7. 6. 13	7. 7. 11	7. 8. 8	7. 9. 12	7. 10. 10				
測定結果の得	られた年月	日	7. 4. 24	7. 5. 22	7. 6. 27	7. 7. 25	7. 8. 22	7. 9. 24	7. 10. 22				
測定項目	測定頻度	基準値						測定	· :結果		•	-	
水素イオン濃度	月1回	5.8~8.6	7. 6	7. 7	6. 9	7. 1	7. 5	7. 3	7.6				
生物化学的酸素要求量	"	60mg/Q	3. 0	1.4	0.8	1.9	0. 9	1. 1	1. 9				
化学的酸素要求量	//	90mg/Q	4. 5	4. 0	2. 9	3.6	1. 9	2. 5	2. 1				
浮遊物質量	"	60mg/Q	1	N. D.	N. D.	N. D.	1	N. D.	N. D.				
大腸菌数(日間平均)	//	800CFU/ml	0	0	0	0	0	0	0				
燐含有量(日間平均)	//	8mg/Q	0. 048	0. 040	0. 017	0.018	0. 042	0. 023	0. 026				
窒素含有量(日間平均)	"	60mg/l	6. 7	7. 5	9. 2	12	3. 6	11	7. 1				
カドミウム及びその化合物	年1回	0.03mg/Q			N. D.								
シアン化合物	"	1mg/Q			N. D.								
有機燐化合物	"	1mg/Q			N. D.								
鉛及びその化合物	"	0.1mg/l			N. D.								
六価クロム化合物	"	0.5mg/l			N. D.								
砒素及びその化合物	"	0.1mg/l			N. D.								
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	"	0.005mg/l			N. D.								
アルキル水銀化合物	"	検出されないこと			N. D.								
PCB	"	0.003mg/l			N. D.								
トリクロロエチレン	"	0.1mg/l			N. D.								
テトラクロロエチレン	"	0.1mg/Q			N. D.								
ジクロロメタン	"	0. 2mg/Q			N. D.								
四塩化炭素	"	0.02mg/l			N. D.								
1,2-ジクロロエタン	"	0.04mg/l			N. D.								
1,1-ジクロロエチレン	"	1mg/Q			N. D.								
シス-1, 2-ジクロロエチレン	"	0. 4mg/Q			N. D.								
1, 1, 1-トリクロロエタン	"	3mg/ℓ			N. D.								
1, 1, 2-トリクロロエタン	"	0.06mg/Q			N. D.								
1, 3-ジクロロプロペン	"	0.02mg/Q			N. D.								
チウラム	"	0.06mg/Q			N. D.								
シマジン	//	0.03mg/Q			N. D.								
チオベンカルブ	"	0. 2mg/Q			N. D.								
ベンゼン	"	0. 1mg/Q			N. D.								
セレン及びその化合物	"	0.1mg/l			0. 002 0. 14								
ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	"	15mg/Q 50mg/Q			0. 14								
はつ茶及ひその化合物 アンモニア、アンモニウム	- '/	Johng/ k			U. 10								
化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	"	200mg/Q			5. 2								
鉱油類含有量	"	5mg/Q			N. D.								
動植物油脂類含有量	"	30mg/l			N. D.								
フェノール類含有量	"	5mg/Q			N. D.								
銅含有量	"	3 mg/Q			N. D.								
亜鉛含有量	"	2mg/Q			0. 08								
溶解性鉄含有量	"	10mg/Q			0. 2								
1. 4ジオキサン	"	10mg/Q			N. D.								
溶解性マンガン含有量	"	10mg/l			N. D.								
クロム含有量	"	2mg/l			N. D.								
措置の	必要性		無	無	無	無	無	無	無				

採取名	採取年月日									
測定結果の得	7. 6. 24									
測定項目	測定結果									
ダイオキシン類濃度	年1回	10pg-TEQ/L	0. 00045							
措置の	==									

点検年月日

点検項目

異常の有無 措置の必要性

点検項目	遮水工	擁壁			出液処理施			遮水工	擁壁	浸出液処理施設					
			前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	<u></u> 然/八工			生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備		
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
措置の必要性	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
点検年月日				7. 6. 27				7. 7. 25							
	遮水工	擁壁		浸	出液処理施	設		遮水工	擁壁	浸出液処理施設					
点换填口	<u></u> 厂厂	7年至	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	巡小工	7年至	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
措置の必要性	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
点検年月日	7. 8. 29										7. 9. 26				
	遮水工	擁壁		浸出液処理施設					擁壁	浸出液処理施設					
点换填口	巡水工	7年至	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	遮水工 擁壁		前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
措置の必要性	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
点検年月日				7. 10. 31											
	遮水工	擁壁		浸	出液処理施	設		遮水工	擁壁	浸出液処理施設					
点 快 填 日	巡水工	摊型	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	巡小工	推生	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無								
措置の必要性	無	無	無	無	無	無	無								
点検年月日															
	遮水工	擁壁		浸	出液処理施	設		遮水工	擁壁		浸	出液処理施	設		
点换填口	巡水工	7年至	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	巡小工	7年至	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無															
措置の必要性															
点検年月日															

5、残余の埋立容量 [規則第4条の5の2第4号リ、規則第4条の7第4号リ]測定年月日測定頻度 測定結果(覆土を含む)年1回

擁壁

遮水工

遮水工

擁壁

浸出液処理施設

前処理設備 生物処理設備 凝集沈殿設備 高度処理設備 汚泥処理設備

浸出液処理施設

前処理設備 生物処理設備 凝集沈殿設備 高度処理設備 汚泥処理設備

4、施設の点検〔規則第4条の5の2第4号ロ、ハ、へ、ト及びチ、規則第4条の7第4号ロ、ハ、へ、ト及びチ〕

^{*}基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を 下回ることをいう。

 $^{*\,\}text{N.\,D.}\,$ とは、定量限界未満を示す。(定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示す。)